

第 1 部 今日の環境問題と 環境行政の展開

第1部 今日の環境問題と環境行政の展開

第1章 環境問題の動向と課題

第1節 今日の環境問題

1 環境負荷の増大

高度経済成長時代の鬼子ともいうべき産業公害については、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の規制強化、また法令を補完する公害防止条例等の施策や二度にわたるオイルショックを契機とする経済の安定成長ともあいまって、一定の改善がもたらされた。

しかし、その一方で、生活の豊かさを求め、大量生産、大量消費・大量廃棄といった生活様式や社会経済システムが定着し、自動車交通公害、都市中小河川の水質汚濁、ごみ問題など、都市・生活型公害が顕在化してきている。

私たちを取り巻く環境は、大気、水、土壌および生物等の間を物質が循環し、生態系が微妙なバランスを保つことによって成り立っている。環境は本来、復元能力を有し、環境に与える負荷がその範囲内であれば、環境の状況は回復する。しかし、今日、地球規模で展開される活発な社会経済活動を通じて、いろいろな物質が大量に環境に放出され、量的にも質的にも環境が本来有する復元能力を超えるようになっている。

このように、今日の環境問題は、非意図的であったとしても、社会経済活動の拡大に伴う環境への負荷の増大によってもたらされてきたことは、否定できない。

例えば、私たちは日常の暮らしの中で電気や自動車の利用、紙の使用などを通じて、エネルギーや資源を大量に消費している。また、日常目にする様々な商品を見ても、その原材料の採取や生産・流通の過程を通じて、

多くの資源やエネルギーが消費されている。

2 時間的・空間的広がり

21世紀をまじかに控えた今日、国際社会では、発展途上国における人口問題や地域紛争、民族紛争などの多くの課題を抱えている。

これらの課題のうち地球の温暖化やフロン等によるオゾン層の破壊、酸性雨などに代表される地球環境問題は、人間の地球規模で展開される活発な社会経済活動や一人ひとりの日常生活によってもたらされる負荷が要因となって引き起こされ、将来の世代にわたる時間的広がり、地球規模におよぶ空間的な広がりをもつ問題となっている。

これらの問題は、私たちの生存基盤である地球の気候や生態系に取り返しのつかない影響をおよぼすものであり、このことを考えると、国際的な協力のもとに早急に協調した取組を推進し、これらの問題に適切に対応することが不可欠となっている。

しかし、世界的な傾向をみると、都市への人口集中はいまだに進行しており、国連の推計によると、西暦2025年には世界の人口の65%が都市に集中すると予測され、さらに、今日の環境問題の原因となっている大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活様式や経済活動から私たちはなかなか脱却しきれない状況にあるため、地球環境への負荷は今後とも増加していくことが指摘されている。

このような状況にあるにもかかわらず、地球温暖化の影響がはっきりと表れるのが21世紀半ばであると言われるように、地球環境問題については、現代に生きる私たちはその影響を実感として捉えにくいため、その解決に向けた取組が進みにくい状況にある。

3 環境問題に対する国内外の取組

〔地球環境問題に関する国際的な取組〕

地球環境問題に関する国際的な動きは、昭和47年にストックホルムで

開催された「国連人間環境会議」からとされており、この会議では人間環境宣言の採択や6月5日を世界環境デーとすることなどが合意された。

その後、貴重な動植物の取引を制限するワシントン条約（1975年）や、長距離越境大気汚染条約（1979年）などの締結と併せて、1980年には西暦2000年の地球の環境（オゾン層の破壊、地球温暖化、熱帯林の減少）を予測した報告書が発表され、これによって地球環境問題が国際社会で本格的に認識されるようになった。

また、1984年には開発か保全かといった対立図式からの脱却を目指した「持続可能な開発」の概念が明らかにされた。さらに国連は、環境と開発の問題については各国の合意を得る必要があることから、平成4年（1992年）にリオデジャネイロにおいて環境と開発に関する国連会議（いわゆる「地球サミット」）を開催した。

〔地球サミット（環境と開発に関する国連会議）〕

地球サミットでは、人類共通の課題である地球環境の保全と持続可能な開発の実現のための具体的な対応策を議論し、その結果、各国首脳によって、「環境と開発に関するリオ宣言」や「アジェンダ21」等が採択された。

環境と開発に関するリオ宣言では、人類は自然と調和しつつ健康で生産的な生活をおくる資格があることや、環境保護と開発の不可分性などを規定している。

また、アジェンダ21は、21世紀に向けての具体的な行動計画を定めたもので、大気の保全、砂漠化、生物多様性、海洋、廃棄物等の具体的な問題についてのプログラムを示すとともに、実施のための資金、技術移転、国際機構のありかた等について規定している。

〔環境基本法〕

国内における環境問題に対する取組は、公害対策基本法と自然環境保全法を基本として施策が進められてきた。

この20数年の間に環境問題の状況は大きく変化し、環境問題は、公害

や自然環境の問題にとどまらず、潤いと安らぎのある快適な環境など環境行政に対するニーズが多様化するとともに、公害対策基本法や自然環境保全法の制定当時予想していなかった地球環境問題に関する課題等に対する対応が必要となってきた。

こうした中、国では平成4年の地球サミットに向け、経済活動の拡大等を背景とする環境問題の変化や、時間的・空間的広がりを持つ今日の環境問題の特質に対応するため、従来の環境施策の体系の枠を超えた総合的な対応が必要として、「国際的な取組への参加・貢献」や「環境と経済の統合」、「地球環境保全の取組」、「新たな政策手段の導入」等の広範な課題について検討を進めてきた。

こうして、平成5年11月に地球環境時代に対応した新たな環境政策の総合的な展開の枠組みとなる「環境基本法」が制定された。

この環境基本法では、「環境の恵沢の享受と継承」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」、「地球環境保全の推進」という3つの理念を定めるとともに、国、地方公共団体、事業者、および国民の責務を明らかにしている。

また、基本理念に基づく環境保全に関する基本的施策の枠組みとして、施策の策定とその実施に係る指針や環境基本計画の策定、環境影響評価の推進、環境教育・環境保全活動の推進、地球環境保全などについて規定し、これらの施策を総合的かつ計画的に推進することにより、今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や日常生活を見直し、「環境にやさしい社会」を築いていくとしている。

〔環境基本条例〕

多様化する今日の環境問題を解決し、将来にわたって恵み豊かな環境を守っていくためには、私たちが日常生活や事業活動を通して環境に与え続けている負荷を全体として減らし、自然の復元能力の範囲内に抑えていくことが重要になっている。環境に与える負荷をいかにして小さくするか、また、そのような社会システムをどのようにしてつくるかを考え、行動す

ること、すなわち「地球規模で考え、足元から行動する (Think Globally, Act Locally)」が、今、私たちに求められている。

こうしたことから、県では、平成6年8月に福井県環境審議会に対し「環境の保全に関する基本的な条例のあり方」について諮問し、平成7年3月に本県の環境問題解決の新たな一步である「福井県環境基本条例」を制定した。

環境基本条例では、環境は有限なものであり私たちは生存基盤として環境を将来の世代も含めて共有していることや、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことができないものであること、さらに環境が人間の活動による環境への負荷によって損なわれてきていることなどを踏まえ、環境の保全に取り組む上での3つの基本理念を定めている。

①豊かで美しい環境の恵沢の享受と継承

人類もまた自然を構成する一員であることを深く認識し、豊かで美しい環境を実現し、広く県民がその恵沢を享受するとともに、これを将来の世代に継承していくよう努めること。

②環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築

環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的として、すべての者が自主的かつ積極的な環境の保全に係る行動をとること。

③地球環境保全の推進

地球環境保全は、地域における環境の保全に関する取組の重要性にかんがみ、すべての事業活動および身近な日常生活において積極的な活動により推進されなければならないこと。

第2節 本県における環境の現状と課題

1 大気環境

本県の大気環境は、汚染物質濃度でみると概ね良好な状態にあり、それらの年平均値はいずれも横ばいの傾向に推移しているが、二酸化窒素と光化学オキシダントについては、必ずしも楽観視できない状況にある。

まず、二酸化窒素については、全測定局で環境基準を達成しているものの、道路周辺では住居地域の2倍以上の環境濃度となっている。二酸化窒素の主な発生源は自動車の排出ガスであるが、現在の自動車利用の伸び（年率3.3%）が今後も続けば、将来の大気環境について十分な注意が必要である。

また、光化学オキシダントについては、各測定局で環境基準を超える濃度がみられ、一部の地域では光化学オキシダント注意報の発令レベルに近い濃度が観測されている。光化学オキシダントの生成要因物質である炭化水素類については、揮発性の高い石油類の貯蔵施設や塗装工場、自動車など種々の発生源から排出されている。そこで、このうち、貯蔵施設等については、公害防止条例を改正し、炭化水素類の排出規制をスタートさせた。

2 水環境

〔公共用水域〕

カドミウム、鉛等の有害物質については、すべての公共用水域で環境基準を達成しているが、都市部を流れる一部の中小河川においては、水量が少ないことや当該流域での宅地開発等によって、汚濁の指標である生物化学的酸素要求量（BOD）でみると、生活排水による水質汚濁が認められる。また、三方五湖や北潟湖は、水の循環が悪く、生活排水や農業系・自然系などのいわゆる面的発生源から流入する窒素や磷が滞留することによって、富栄養化が進行し、汚濁の指標である化学的酸素要求量（COD）や窒素、磷の環境基準の達成率は低い状況にあり、下水道等の整備や農畜産業排水対策、水質浄化能力の回復等の施策を推し進め、本県の貴重な観

光資源でもある両湖の水質改善に努める必要がある。

〔地下水〕

本県では、水道水の約74%を地下水で賄っており、全国に誇ることができるおいしさを保っているが、平成元年度から実施している地下水の水質常時監視において、県内の11地区でトリクロロエチレン等の有害化学物質による地下水の汚染が認められている。

地下水はその流れが著しく遅いことなどから、一旦汚染されるとその回復は極めて困難である。地下水汚染地区では、現在、揚水による浄化対策などが実施されているが、今後とも条例等による規制・指導を行っていく。また、有害化学物質のデータベース化を図るとともに、対策マニュアル等を整備し、有害化学物質の適正な使用・廃棄についての周知・指導を行うなど、地下水汚染の未然防止に努める必要がある。

一方、地下水は、法律上その利用権が土地の所有者に属しているものと考えられ、一般に「私水」として広く利用されている。しかし、今後の地下水の利用にあたっては、全ての県民が地下水を貴重な資源として捉え、県民共有の財産であるという認識に立つ必要がある。

3 廃棄物

今日の経済社会システムは、私たちに物質的な豊かさをもたらした一方で、大量の廃棄物を生み出している。

平成6年度の一般廃棄物の総排出量は285千t、県民一人当りの一日の排出量は946gで、前年度に比べると約1%増加しているが、ここ数年は概ね横ばいで推移している。また、ごみの資源化率は7.3%であり、減量化や資源の有効利用の観点から県下の多くの市町村で分別収集と指定ごみ袋制の導入が実施され、資源化率は増加傾向にある。

廃棄物は焼却処理等の中間処理された後、最終的には埋立て処分されるが、最終処分場の立地が困難さを増す今日、処分場の延命化を図るためにも、全ての県民が「廃棄物もまた資源である」との認識に立って、物づく

りの段階から廃棄物の発生を極力抑制し、リサイクルを促進する循環型の社会システムへの変革に向けた取組が求められている。

4 質の高い環境

〔自然環境〕

本県は、変化に富んだ豊かな自然に恵まれているが、近年、原生の自然環境ばかりでなく、人手が加わることによって維持されてきたふるさとの風景の原型ともいうべき里地・里山の身近な自然が、開発行為の進展や過疎化、生活様式の変化等のため荒廃しつつある。

また、自然の中でのいろいろな体験を通じて、自然に親しみ、自然に対する豊かな感受性や環境に関する関心を培い、人間と環境との関わりや生活様式のあり方等について考えたり、学んだりすることが重要となっている。

このため、二次的自然が多く残されている里地・里山の豊かな緑や清らかな水を保全し、昆虫など身近な動植物の生息・生育環境や人々が身近に自然とふれあえる空間の確保が求められている。

〔景観・都市公園〕

景観は、道路や建築物等の人工的景観と、山や海、川などの自然景観によって構成されているが、建築物の形態や色彩が周辺の景色と不調和であったり、さらに、自然景観が必ずしも有効に活用されているとは言えない状況や山肌が採石等によって荒廃している等の状況が見受けられる。

このため、土地利用の規制や効果的な緑地の保全・確保、公共施設の景観上の配慮、地域特性を生かした景観づくり、地域住民と行政の協力など、良好な景観づくりに向けた取組が必要となっている。

また、都市公園の都市計画区域人口一人当たりの面積は、 12.35m^2 （全国平均 7.1m^2 ）となっており、今後は、市街地面積に対する緑地面積の拡大を図るとともに、身近で利用できる公園や高齢者・身障者の利用に配慮した公園、スポーツ文化活動等の拠点となる公園など、住民の多様なニーズ

に応えた公園整備を進める必要がある。

5 地球環境

地球環境問題とは、酸性雨、オゾン層の破壊、地球の温暖化など9種類のことを指す。

このうち、酸性雨については、本県の降雨の年平均pHは全国とほぼ同一のレベルにあるものの、その数値は4.5～4.7の範囲にあって酸性化している。現在のところ、植物に対する直接的な可視被害は確認されていないが、今後、土壌に対して酸性降下物の影響が及ぶ可能性が指摘されている。

また、オゾン層の破壊物質であるフロンについては、その一部が国際条約に基づき製造中止になっているが、すでに市場に出回っているフロンが家電製品や自動車の廃棄の段階等で大気中に排出されるのを防止する必要がある。

その他、資源やエネルギー消費の抑制や効率的な利用を図るなど、地球環境への負荷を低減するための地域からの取組を推進する必要がある。

6 公害防止条例の全部改正

福井県では、法律の規制対象以外の施設や項目について規制を行うなど、法律を補完する条例として、昭和46年に公害防止条例を制定したが、今日、技術革新に伴い多くの産業分野において化学物質の使用や排出が増大するほか、都市化の進展やライフスタイルの変化などを背景として、都市中小河川の水質汚濁や騒音等の都市・生活型公害が顕在化しているなど、本県においても環境問題が大きく変化し、新たな対応が必要となっている。

このため、これらの課題に対応し、清らかな水環境やさわやかな大気環境等を確保し、公害のない福井県を目指して、平成8年3月に公害防止条例を全面的に改正した。

改正公害防止条例では、汚染物質の排出量が多い大規模工場（排水量3,000m³/日以上、燃料使用量600kg/時以上）を「特定工場」と定め硫黄酸化物やBOD等の負荷量を規制するとともに、有害物質を使用する施設や

揮発性の高い炭化水素類の貯蔵施設等を「特定施設」に追加している。

さらに、日常生活や事業活動における公害の防止の配慮事項として、「自動車の合理的な使用」や「生活排水の適正処理」、「近隣静穏の保持」、「悪臭の防止」を規定し、県民や事業者によるその取組を求めている。